

議員提出議案第1号

地方分権の実現に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、自治大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成11年3月24日

提出者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄
賛成者 三朝町議会議員 小 椋 昭 一
賛成者 三朝町議会議員 倉 本 良 人
賛成者 三朝町議会議員 藤 井 享
賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫
賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文
賛成者 三朝町議会議員 御 船 征 夫

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

地方分権の実現に関する意見書

政府は、先に閣議決定した「地方分権推進計画」に則して、今期通常国会に所要の改正法案を提出することとしており、地方分権はまさに具体的な実行段階にいたった。

地方分権に伴い、地方税財源の確保はもとより、我々自らも行財政改革を断行し、分権社会の担い手にふさわしい地方行政体制を整備・確立することが強く求められており、とりわけ地方議会の活性化は不可欠である。

よって、政府・国会は、地方議会の活性化を図るため、特に下記事項の実現に万全を期されるよう強く要望する。

記

1 議会の自主性強化

- (1) 議員定数については、地域住民の意向を反映できるよう条例に委ねること。
- (2) 臨時会の招集要件を緩和するとともに、議長にも招集権を付与すること。
- (3) 議会の組織自治権を強化するため、定例会の回数、常任委員会の数及び1議員1委員会制の制限を撤廃すること。

2 議会の議決権の拡大

- (1) 市町村が議会の議決を経て定める「基本構想」を「基本構想及び基本計画」に改めること。
- (2) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう改めること。

- (3) 予算審議を徹底し、政策論議を活発にするため、具体的な施策内容を明示した「目」を議決の対象にすること。
- 3 議員の政策立案・審議能力の向上
- (1) 議員の政策形成機能を向上させ、議員が民意を反映した議案を提出しやすくするため提出要件を緩和すること。
 - (2) 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、十分な財政措置を講じ、事務局体制を充実強化すること。
 - (3) 地方議会の意見書については、国会も提出先に含め、かつ、誠実処理の義務を明文化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年3月24日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会